
Japan Association for Studies of Constitutional Law

Economic System and Economic Rights in the Constitution

CONTENTS

- “Society 5.0” and Freedom of Occupation
Masahiro YAMAMOTO
- The Scope of Article 25 of the Constitution in the Changing Economical Environment
Mina ENDO
- Die Pflichtigkeit von Grundstückseigentümern
Sayuri TAIRA
- Modern Property Rights and Constitutional Theory
Nobuharu OBINATA
- Roles and Current Issues of Law in the Economic System : Focusing on Economic Legislation
Masaji KAWASAKI
- Economic Rights and Judicial Review
Kentaro MURAYAMA
- Sind Staatsrecht und SDGs nachhaltig? : Taxonomie der Umweltverfassung gegenüber der Wirtschaftsverfassung
Yasuhiro FUJII
- Capitalism and liberty : theoretical and historical reconsideration on untold background assumptions
Tomoji ONOZUKA
- Promoting Women’s Political Participation : Why Quotas are Necessary
Mari MIURA
- Die Allgegenwart des Verfassungsrechts durch die Entscheidung des Bundesverfassungsgericht in Deutschland
Hidemi SUZUKI

資本主義と自由

——その背後の語られざる前提についての理論的・歴史的再考

小野塚 知二 (東京大学)

はじめに

「経済システム」という語をここでは、とりあえず、資本主義〔的生産様式〕を意味するものと考え¹⁾。そのうえで、資本主義とそこでの自由との背後で、当然の前提として放置されてきたことがたくさんあるので、まずは、それらを拾い集めてみよう。

第一は、これまで経済的自由の最も根幹的な内容と考えられてきた職業・営業・取引・貿易の自由 (freedom in trade, free trade) が、ほぼ必然的にもたらした帰結について、これまでの経済史研究が無視してきたことである。端的には、①職業・営業・取引・貿易の自由によって期待された経済発展が、「繁栄の中の苦難」とでもいうべき現象を必然的にもたらし、それは19世紀末以降現在まで、被害者意識と猜疑心に彩られたナショナリズムの培養器となってきたということと、②職業・営業・取引・貿易の自由が「いつでも、どこでも、誰もが、ただし「能力」を評価された限りで、何をしていてもよい」普遍主義のドグマを膨脹させてきたということの二つである。

第二は、経済理論の公準ともいいうる「自由競争市場の効率性」のドグマと独占・団結の自由をめぐる問題、第三は、この普遍主義化により劣化し消尽されている労働への対処の責任と負担を、普遍主義の受益者が担わないのなら、誰が担うのかという問い、第四は、資本主義を成り立たせている公共性とか公共財といったことに鈍感であった経済学の弱点が科学政策に露呈している問題、そして第五は経済的自由から離れるが、自由を制限する権力の正当化と必要性を国際関係において主張しがたいのはなぜかという問いである。

1. 市場経済と資本主義

市場経済と資本主義という概念を明晰に定義すべきだが、長くなるので、小野塚 [2018a] 第8章「市場経済と資本主義」を参照されたい。以下では、本稿「2.」以降に必要な限りで三つのことを指摘するに留める。

(1) 市場経済における市場の部分性

経済学者もしばしば誤解しているのだが、市場経済では、「すべての財・サービスの生産・消費（あるいは社会全体の資源配分）が、市場機構によって（あるいは市場経済原理に従って）なされる」わけではない。市場経済にあっても市場は経済全体の部分にすぎず、市場経済には非市場領域が例外的にではなく存在している（小野塚 [2018a] 172頁の図参照）。つまり、現在の「標準的」な経済学の基本定理（厚生経済学の第一定理）は常態的には成立しない。この定理は、「市場の普遍性（universality of market：すべてが市場で取引される）と完全競争（perfect competition）の仮定が満たされるとき、ワルラス均衡（瞬時の摩擦のない均衡状態の達成）が実現する資源配分はパレート効率的である」と表現できる。しかし、そもそも、市場経済にあっても公共財、家庭内での家事・育児・介護、非営利団体による無償財の供給など市場を介さない財がある。また、投入される労働に関して、家庭内労働、奴隷労働、ボランティア活動など、市場で調節されていない労働（非賃労働≡無償労働）が現在の経済においても無視できない役割を果たしている。

(2) 市場経済が展開する条件

市場経済が展開するための条件は以下の二つである（小野塚 [2018] 282-289頁）。(a)前近代社会が許容する生の多様性の少なさと、(b)市場の信頼性および私的所有の安定性である。前者はさらに社会的な条件と自然的な条件とに二分できる。(i)領主権力・共同体・身分制は市場での経済活動に濃厚な下心を持っている（前近代でも、人・土地・モノを直接的に統御するだけでなく、貨幣を媒介にして欲望を統御しようとしたから、貨幣への欲望が濃厚に作用していた）ため、市場はその制約の範囲内で、領主権力・共同体・身分制の規制と闘争して、徐々に市場の自律性を確立した。(ii)自然的条件が適度に厳しく、適度に緩い。自然が人間にとって豊かな熱帯と過酷な極地では農耕牧畜への移行が起きず、それゆえ操作可能な剰余という概念が発生しない。

(b)市場の信頼性および私的所有の安定性は以下の二つからなる。(iii)契約履行・市場秩序維持・紛争解決の機能が存在している。この機能は元来は(a)(i)によって提供されていたが、いつまでもそれに依存していたのでは市場の自律性は達成されないため、市場に下心を持たない中立的な制度の生成を必要とする(⇒(c))。(iv)共同体によって媒介された個人的所有の保障＝成員の所有権を安定化するが、成員以外の所有権は排除し、共同体に媒介されない私的所有権の生成に対しては抑制的・阻害的に作用するので、市

場経済の展開過程の初発には共同体による成員所有権の保障が必要だが、それはどこかの過程で、共同体とともに廃絶されて、共同体に媒介されない私的所有権一般の保障に転換しなければならない。

(3) 資本主義発展の諸条件

資本主義は市場経済（より多くの貨幣への際限のない欲望に適合的な経済〔＝欲望充足の形式〕）を論理的な前提として出現する。資本主義の原動力は、より多くの貨幣への際限のない欲望であるが、その欲望の主体は資本所有者であって、万人ではない。

資本主義発展の諸条件は以下(c)～(e)の三つである。(c)営業の自由、職業の自由と移動の自由（身分制・共同体からの、居住、移転、職業選択の自由〔および海外移住と国籍離脱の自由、憲法第22条の内容〕）を要請する。それは、(a)前近代社会が許容する生の多様性の少なさ（領主・共同体・身分制の市場経済に対する下心の強さ）と対立・軋轢を起こす可能性があり、最終的には(a)が排除されることで、(c)が確立する。(d)賃労働がすでに存在している（＝資本の原始的蓄積が開始されている、すなわち資本主義発展の歴史的な前提）。(e)日用品購入（＝自給自足から商品購入への転換）と奢侈品需要の下方拡張（欲望解放）。これら三つを複合した理念型としての普遍主義化が進展する。

このほかに、際限のない欲望を満たす経済活動が自由に展開するためには、自然的な制約からの（一時的な）「解放」も必要で、この解放は「他国の自然への依存」＝食糧など基礎資源の輸入と、「過去の自然への依存」＝化石燃料をエネルギー源・原料として活用すること、すなわち産業革命によって達成された（小野塚〔2023〕参照）。

2. 職業・営業・取引・貿易の自由の二つの帰結

職業・営業・取引・貿易の自由は自由競争を、それゆえ勝者と敗者の双方をもたらす。一地域内・一国内の職業・営業の自由は、したがって、成功・繁栄する経営と失敗・脱落する経営とを必然的に生み出すが、そのことは何らかの説明・解釈を要すると考えたのは、資本主義の歴史性（＝終焉）を主張する社会主義だけで、職業・営業の自由が確立した近世・近代には、それは自由の当然の結果であると考えられ、説明の必要性は主張されなかった。説明の必要性を代替したのは、失敗—教訓—再挑戦—最終的な成功という万人に開かれた成功サイクルを唱える自助論や、優勝劣敗と「働かざる者食ふべからず」を唱える、社会進化論や社会ダーウィニズムと親和的な近代に特有の勤労倫理であり、それらの主張は、さらに古典派

経済学の市場の自動調節作用への信仰（「見えざる手」）とも親和的であった。

(1) 自由貿易の結果の説明の必要性

ところが、貿易の結果発生する勝敗は、すでに近世・近代において重商主義的な「国富の増減」という観点から説明の対象として取り上げられてきた。殊に、1870～1914年の第一のグローバル経済においては、民衆の政治参加や言論が活発化した時代でもあったため、世界経済が全体としては繁栄を享受しているのに、なにゆえ、特定の業種や地域が特有の苦難を経験するのかという問いが広く立てられるようになった。

つまり、各国の比較劣位業種・地域の衰退・失業と比較優位業種の過当競争は、「繁栄の中の苦難」として説明・解釈を要する事態と見なされるようになったのである。それ自体は経済理論的には、一国内の競争で発生する勝敗とまったく同型であり、国際分業が深化すればどの国にも論理的必然として発生する苦難であるが、第一のグローバル経済期以降、現在にいたる世界では、それは何らかの説明を要することとなった。

「繁栄の中の苦難」を説明する枠組は、単純化するなら、(i)自由貿易賛美論、(ii)社会主義（+社会政策）、(iii)ナショナリズムの三通りである⁽²⁾。(i)自由貿易賛美論は、市場での自由取引に委ねるなら、「繁栄の中の苦難」と見える現象は市場が効率的に解決するという主張で、古典派経済学的な市場の自動調節作用への信仰と同根である。しかし、これは、「繁栄の中の苦難」の解決を放棄する（むしろ積極的に不介入を主張する）傾向があり、苦難を現に経験している人々の間に鬱積する不満を放置する。(ii)社会主義は、資本主義の根本矛盾の発現としての全般的窮乏化、階級対立、帝国主義が「繁栄の中の苦難」の原因であり、資本主義を廃絶して社会主義社会に変革しない限り、この苦難の根本的な解決もありえないと主張した。この主張は19世紀末～20世紀初頭の世界ではそれなりの影響力をもち⁽³⁾、それを放置するなら、実際に革命が発生して資本主義体制の危機を招くのではないかと真剣に危惧されたから、「予防革命」としての社会政策（や、国際的な共通労働条件を定める取決＝後の国際労働機関〔ILO〕）によって苦難は緩和されなければならないが、そのための財源と合意の調達という隘路に導いた。19世紀末から20世紀前半の経験を踏まえて、それは福祉国家・社会国家として20世紀後半には制度化された。(iii)ナショナリズムは現在でももつとも馴染み深い解釈枠組で、自国（民）が当然享受すべき利益を損なう悪しき他国が外側に存在し、その外敵に内通する裏切り者が国内にいるという被害者意識と猜疑心に彩られた主張である。これは苦難の原因をすべて

敵と内通者の悪意に帰し、「相手につけを払わせる」ことしか主張しないから、政策論としては安易であるが、わかりやすい言説で、しかも社会主義と異なり、悪を具体的に名指しできるので効果的でした。

これら三つの説明枠組のうち、自由貿易賛美論と社会主義は第一次世界大戦勃発とともに敗退し、戦時に生き残ったのはナショナリズムだけであった。大戦後に、社会主義体制が出現することで社会主義が復活し、また、自由貿易賛美論はおもに第二次世界大戦後の諸種の国際的取決や国際機関として復活したが、20世紀末以降の第二のグローバル化期（小野塚[2018a] 第23章参照）の中でもっとも流通しているのは、やはりナショナリズムである⁽⁴⁾。こうして、自由貿易は、被害者意識と猜疑心に満ちたナショナリズムを不断に再生産し、一方では国際関係を悪化させる要因となり（経済的相互依存の深化と国際政治的対立の併存）、他方では、国民（の無視できない部分）をかりそめの一体感に包摂することを可能にしている⁽⁵⁾。

(2) 普遍主義化

営業・職業の自由と自由貿易は、「いつでも、どこでも、誰もが、ただし「能力」を評価された限りで、何をしてもよい」普遍主義（universalism）のドグマと親和的である。「関税引下」、「非関税障壁撤廃」、「規制緩和」などの主張は、1940年代前半に強い保護主義から戦略的・選択的な「自由貿易」に宗旨替えしたアメリカによって各国に強要されて、戦後から現在にいたるまで、世界通商秩序の公式見解となった。しかし、通商の実態は、19世紀イギリス的な一方的自由貿易はおろか、第一のグローバル経済を特徴付けた二国間通商協定と最恵国待遇条項の均霑によって支えられた事実上の自由貿易ネットワークと比べても、自由貿易的ではない。

実態は決して普遍主義的ではなく、さまざまな境界と差別・選別があるにもかかわらず、普遍主義のドグマが強力であるのは、「人間とはすべからず際限のない欲望の自由な（何ものにも制約されない）主体である」という命題と「欲望充足のための自由競争市場が最適の資源配分を実現する」という信仰とによって支えられているからである。

3. 「自由競争市場の効率性」と独占・団結の自由

(1) 「自由競争市場の効率性」

「自由競争市場が最適の資源配分を実現する」というドグマの起源は古典派に遡るが（リカード、J.S. ミル）、完全な定式化は Pigou [1920] による。それは先述の厚生経済学の基本定理として定式化された。この定理はリ

カードの比較生産費説の成り立つ条件の一部を明示した点で進化してはいるが、そもそも市場の普遍性は市場経済では成立していないし（本稿1. (1)、市場経済で、完全競争、凸環境（convex environment：効用関数と生産関数は他の経済主体の消費・生産量とは独立であり、さらに限界代替率逓減と限界費用逓増が成り立つ）、ワルラス均衡が常態的に成立していることは論証も実証もされていない。このドグマは市場のごく特殊な、事実上ありえない状態を理論的に前提にしているだけでなく、観察可能な事実からは、この教義は実証的にも疑わしい⁽⁶⁾。

したがって、反独占思想や自由貿易思想は経済学的真理としてではなく、歴史的かつ価値判断的な言説として扱う必要がある⁽⁷⁾。経済史研究の知見からいうなら、実態は常に独占と競争制限の方向に向かう力が作用してきた。それを他者の利益を犠牲にした利己心の発露と抽象化して断罪するのではなく、独占・団結によって実現される全般的利益や非当事者の厚生がありえたのかもしれない可能性をただちに排除すべきではない。

(2) 「自由競争を〔それゆえ効率性を〕阻む独占・団結」への視線

独占・団結とは「一律に悪」なのか⁽⁸⁾、営業の自由から独占・団結の自由を導出できるのか、それとも「公序（public order）の問題」として許容・奨励しうる独占・団結を限定列挙できるのか。業界の自治（権力的介入を排した中世ギルド的な自治）論や労使自治論による独占・団結容認や、あるいはL. プレンターノの「現代の労働者ギルド論」やG.D.H. コウルのギルド社会主義、さらにドイツ労働法学の従属労働理論による団結法認、パリ条約（1951年欧州石炭鉄鋼共同体設立条約）に忍び込んだカルテル思想など、これまでになされてきたさまざまな独占・団結の正当化論を振り返る必要があるのだが、その多くは現在は忘れ去られている。過去の人びとが実践の中で生み出した叡智が忘れられて省みられないのは、「自由競争は効率的である」という単純明解な命題があまりにも無批判に信奉され、さまざまな法・制度・条約・機関に埋め込まれ、経済学教育を通じて刷り込まれているからである。

(3) “Free trade” という教条の支配力・影響力

「営業・職業・取引・貿易の自由」の教理は学問的に証明された真理でも公理でもないが、教条（creed, doctrine）としては非常に強い。強すぎるため誰も学問的に反省しようとしなない。学問的な反省も阻むほどに強いのは、それが際限のない欲望にとって好適だからである。では、この教義に

よって万人のさまざまな欲望は差別なく満たされているのであろうか。この問いに実証的にも論理的にも答える努力を怠り、教義を信じ、また信じ込ませることが、誰を利し、誰にとって好都合なのかという観点からも検証する必要がある。

4. 社会政策

(1) 社会政策の費用

職業の自由がもたらす普遍主義化は、誰もが、すべての職種・地域の労働市場に参入できるという人種差別と性差別の撤廃と入職経路の規制緩和とを要請するが、その結果、労働市場では労働は恒常的に供給過剰となり、買い手市場となる傾向が生み出される。こうして、職業の自由は、労働市場で労働が買い叩かれることを帰結するのだが⁽⁹⁾、それによって劣化した労働への対処の責任と負担を、普遍主義の受益者は担わない。普遍主義の受益者は、誰もが参入できるわけではない参入制約的な労働市場を形成することのできた労働者ではなく、誰もが参入できる労働市場で労働を買い叩くことのできる資本である。殊に、国境を越えて、最も安く規制の少ない労働を選択的に買うことのできるグローバル資本である。あるいは人間を極限まで（マルクスの想像力をはるかに超えて）物象化し、疎外するうえに成立しているグローバル資本の運動とは、元来、特定の間関係・社会関係に制約されないことで、地域経済や国民経済の制約の中で運動する資本よりも有利なのだから、疎外された人を、あるべき「人間関係・社会関係」へ包摂することは、もとよりできない⁽¹⁰⁾。あるいは、そうした関係への再包摂など、グローバル資本の眼中にはそもそもない。

(2) 現在の社会政策の困難性

かつて、社会政策とは、「職業の世界」に成立した団結（労働者の共済機能と労使関係上の機能）を法認したあとは、「職業の世界」の外側に放置されたまま新たに労働市場に参入した労働者（そのほとんどは、自前の「職業の世界」をもたない不熟練労働者〔殊に女性・子どもと外国人〕）をいかに、人間関係・社会関係に再包摂するのかという課題への対応であった。そのための費用は使用者責任か、富裕者課税か、そうでなければ関税（＝外敵によって「繁栄の中の苦難」が余儀なくされているのだから、輸出国と輸入業者〔「裏切り者」〕に費用を払わせるという発想）から調達された。しかし、20世紀末以降の第二のグローバル化の中で発生した劣化した労働を人間関係・社会関係に再包摂することは、誰が、誰の責任で、担えばよいのだろうか。現在の社会で、

生存権・社会権の保障主体と保障の責任は誰に求めうるのかという問題である。社会保険の三者醸出制度を正当化してきた理屈（優勝劣敗の社会ダーウィニズム的世界経済の中での自国の国民的効率性〔national efficiency〕の向上）はもはや成り立ちがたいのだろうか。

(3) 普遍主義化とネオ・リベラリズム

しかも、そこではグローバル資本と親和的なネオ・リベラルな言説（自己決定、自己選択、「バターナリズム」=介入的自由主義の忌避等々）が大きな役割を果たしている。すでに見たように、普遍主義化の結果発生した人間の劣化と消尽の対価を受益者は支払わない。もし仮に支払わせたなら、ここまで資本主義の普遍主義化は進展しなかっただろうが、普遍主義的な市場の拡張の結果、現実には資本主義の「周縁」はもはやほとんど存在していない。労働の無制限供給（労働需要が増大しても賃金が上昇しないほどに供給余力が大きい状態）はもはや期待できない。ここまで資本主義が外部を消尽してしまった状況は、人間存在の劣化・消尽への個別的对処と、普遍主義化を見直すことのどちらを選ぶのかを問うている。ただ、普遍主義化を問い直す言葉をわれわれは持っていない。たとえば、19世紀末～20世紀初頭の国際労働運動が労働市場と製品市場の普遍主義化に抵抗して、参入制限と供給制限を国際的に再編しようとした事例に改めて再注目するなら、いま、いかなる教訓を引き出せるだろうか（小野塚 [2018b]、[2021b] 参照⁽¹¹⁾）。

5. 国際公共財としての科学研究の成果

(1) 公共性に鈍感な経済学

経済学は公共財を含め、およそ公共的なことや社会的なこと（the public and the social）に鈍感である。宇沢弘文が深い反省を込めて「社会的共通資本」という概念を提唱したあとも、共有財や公共財をいかに保全するかという問題領域はおよそ流行の外側のことがらであった。しかし、科学の成果と技術とは産業革命以来、現在まで資本主義的〔および社会主義的〕な産業社会の進化の重要な要因であって、それが市場にとっては外生的要因であるという理由だけで無視するのは適切ではない。

科学・技術を共有するために当初生み出されたのは特許制度で、科学・技術を進化させたことへの報酬を認めるとともに、その成果を広く利用に供する仕組であった。中世・近世的な独占特許制度とは異なる近代の特許制度の形成は、たとえば産業の最先進国であった英国が、18世紀後半から19世紀初頭にかけて戦略的に重要な製品の輸出と職人・技師の海外渡航を

禁止したのを解除する過程（1820～40年代）と重なる。それは、同業他社（外国）を出し抜いて勝ちに固執する輸出禁止・技術独占から、開放と報酬の保証への転換であった。

(2) 国際公共財としての学問

1870年から1914年にいたる第一のグローバル経済の時期に、後発国も、さらに植民地までが、経済発展し、また、大学・図書館・博物館・学会・学術雑誌などの知的公共施設が整備された背景に、学問・科学研究の国際公共財的性格が作用していた。英国が19世紀前半に戦略的に重要な技術・製品の輸出と職人・技師の海外渡航を、戦略的に解禁してからは、国家戦略の観点からの国際公共財への介入はきわめて例外的であった。ほとんどすべての最先端技術とその学理が公開され、国際的特許制度の下で世界中に広がった。各国の学会と学会誌、国際学術アカデミーなどがそこでは大きな役割を果たした。

(3) 第一次世界大戦後の学問

それは第一次世界大戦でいったんは解体するが、戦後すぐに旧連合国側が中心になって、復興し、旧中欧同盟国もそれに参加した。日本の産業革命と「軍器独立」はこうして科学が国際公共財であった状況において可能となった。たとえば日本が1930年代後半に、一挙に世界水準の航空機と航空機用機関を開発・製造できるようになったのは、まさにその結果である。海外技術誌の購読と海外からの技師招聘、さらに製品の試験的輸入とリパースエンジニアリングによって、零戦も九六陸攻も可能になった。菊原和夫・土井武夫・堀越二郎・本庄季郎らが活躍しえた（映画「風立ちぬ」）学術的・技術的背景である。戦時の日本において核兵器開発の試みがなされたことすらその一つの表れである。当時は、戦時にあっても中立国経由で最新の情報は入手できたからである。

(4) 第二次世界大戦後の戦略的独占・守秘体制の形成

1840年代以来の国際公共財としての学問のあり方を一変させたのが核兵器・ロケット・後退翼等の実用化であった。米国〔および英連邦諸国の一部〕によって開発された史上初の核兵器の登場と、ドイツの19世紀以来の超音速空気力学研究の成果である後退翼、そしてロケット技術を戦勝国が略奪し独占する過程で、戦略的（この場合は特に軍事戦略的に）重要技術を独占し、他者・他国に利用させないし、その代わり新技術開発にともなう経済的報

酬も求めないという[ただし、軍事的優位という報酬は確保する]新しい科学・技術政策が登場し、それは軍産官学共同体やCOCOMの形成とともに20世紀後半のある種の標準となった。それはフランスやソ連などの独自で核兵器を開発した諸国にもただちに移転して、軍事に関わる可能性のある科学研究の成果[および科学研究がなされているという事実そのもの]と技術を国家が独占するという、20世紀後半的な風景を作り上げた。COCOMや安全保障貿易管理は決して歴史的に常態ではなく、20世紀後半の産物である。

(5) 経済安全保障法制

先端科学・技術の成果を戦略的に独占し、守秘することは、NPT(核拡散防止条約)やATT(武器貿易条約)とともに、存在してきたが、近年の緊張の激化と、新種の兵器・戦法の可能性の出現とともに、たとえば日本における経済安全保障法制のように、軍事に広い意味で関わりうる研究成果と研究体制そのものを国家の管理下におき、研究可能性(researchability)を軍事目的に動員するという事態が発生して、19世紀から20世紀前半まで維持されてきた科学の国際公共財的な性格を大幅に変質させている。

(6) 学問の自由と経済的自由

軍事研究に科学者を動員することと、その研究成果の発表や利用の決定権を科学者本人から奪うこと、そのために科学者の団体の自律性⁽¹²⁾を損なうことは、一方では学問の自由を損ない、他方では、科学・技術が資本主義的(≡自由に誰にでも参画できる)産業発展に資することをも損なうという点で、産業革命以降の科学・技術政策(その有無も含めて)の最大の転換点を現出しつつある⁽¹³⁾。

6. 自由を制限する権力の正当化と必要性——殊に国際関係

(1) 国家と暴力団の同型性

『ゴッドファーザー』と『鎌倉殿の13人』の驚くべき同型性は、国家と暴力団の同型性を、さらに国家と暴力団の境界領域の準軍事的勢力(para-military powers)の存在を思い知らせてくれる。もとより、いずれも暴力装置(人民に崇る力を行使することのできる権力体)であって、相違があるとすれば、支配の正当性の強弱と、支配される人民の側の納得性の多寡(国家・暴力団の提供するサービスと税・みかじめ料の衡平性)くらいだろう。

(2) 国家の正当化の理屈としての「文明状態」

それにもかかわらず国家の存在と機能とを正当化できるとするなら、①野蛮状態・自然状態（万人の万人に対する闘争〔Homo homini lupus est〕）から文明状態（自衛権の一部を一カ所に集めて、治安維持と司法＝権力的制裁をその集約された権力に担わせる＝国家の存在する状態、諸個人による私的制裁の禁止と自衛権の縮減）への転換を正当化した社会契約説であり、また、②所得の再分配（救済であれ社会保険であれ）により、売れなかった労働（失業者）を生存状態に維持し、さらに、③生存権・社会権を人間関係的な視点から保障することに求めざるをえない。国家自身が経済的な供給者・需要者になる必要は必ずしもない（国家の積極的な経済機能に強い必然性はない）が、国家が、市場では安定的な再生産を期待できない労働を生かしておく機能と、人間関係から零れ落ちる人のあるべき人間関係に繋ぎ止め直す機能とを果たさなければ、資本主義は長くとも数十年で破綻する。

(3) 国際関係における文明状態

国際関係において、上述①のもつ意味は、単なる野蛮状態から文明状態への転換以上に大きい。国際社会では、上述②と③に加えて、④国際的紛争を予防し、解決できる主体（権力）がなければ、国際経済そのものが破壊されるからである（貿易抜きの一国経済は資本主義の初発からありえなかった）。際限のない欲望にとって国境は邪魔だから、資本主義は初発から資本主義の世界体制として存在してきたのであって、「一国経済」や「国民経済」はそのサブ・システムか単なる幻影にすぎない⁽¹⁴⁾。19世紀末～20世紀初頭の第一のグローバル経済において貿易依存度が20～30%に達してからは、一国的マクロ経済学はすでに無用の技となり、国際マクロが常態となっている。ケインズはこの観点からも再評価さなければならぬ。そのことは第一次世界大戦とヴェルサイユ講和会議に示された敵愾心・復讐心（ケインズ「講和の経済的帰結」の描く「大衆的ナショナリズム」）、および1930年代の近隣窮乏化政策とブロック化の破綻による第二次世界大戦の惹起によって、公式に反省され、国際連盟・ILOにも、パリ不戦条約にも、ブレトンウッズにもダンバートンオウクスおよびサンフランシスコ会議・国連憲章の原型にも反映している。

(4) 国連憲章の原型

国連憲章が元来は、集団安全保障を第一義とし、自衛権（ただし個別的自衛権のみで、集団的自衛権が国連創設時に想定されていたか否かはなほ微妙）の方

は一時的かつ例外的な措置とされたのは、上述(2)と(3)の反省を踏まえている。ところが、この面では国際連合は完全に破綻しており、集団安全保障は画餅としてすらもはや存在せず、剥き出しの自衛権と軍事同盟＝集団的自衛権の状態に世界は変質している（小野塚 [2016]、小野塚 [2018a] 150-153頁）。その先頭を走ってきたのが常任理事国であり、このたびの「ロシアのウクライナ侵攻」も、この観点からとらえうる。

(5) 国内と国外の二重基準

国内では、暴力団に対する国家の排他的優位性（文明状態）を承認するのが当然とされているのに、なぜ、国際関係においては、1920～40年代の「理想」を投げ捨てて、野蛮状態の方が国際政治（学）や外交の「現実主義的」常識となっているのだろうか。しかも、一国内では国家の積極的経済機能はなくとも経済は「回る」が、国際関係においては国際紛争を予防・調停・仲裁・禁止する超国家的な権力がなければ、経済そのものを安定的かつ平和的には維持できないということが20世紀前半には完全に明らかになっていたのに、なぜ、超国家権力は社会契約説的に正当化されず、それゆえ国際経済（資本主義の世界体制）を障害から守り（国際経済関係から零れ落ちそうになる諸「国民経済」をあるべき経済的国際関係に繋ぎ止め）、維持する機能を発揮する主体がないことを70年間も続けてくることができたのはなぜだろうか⁽¹⁵⁾。経済学的にも経済史的にも大きな謎であるが、大方の経済学者も経済史家も「現実主義的」に思考するよう飼い馴らされているため、この問いそのものが発せられない。

むすびにかえて

資本主義（経済システム）と自由の関連はそれほど自明でも、当然でもない。かつての経済史学が明らかにしえたのは、「営業・職業・取引・貿易の自由」がなければ資本主義は論理的に成立しえないということ程度であった。

しかし、いまや、そうした最低限の経済的自由を欠き、また、それに対する権力的で恣意的な介入がなされていても経済発展は可能なことが明らかである。それどころか、自由・人権・民主主義などの西洋近代が到達した価値に固執する社会よりも、それらに煩わされずに経済成長と産業発展[と軍事的・経済的覇権の強化]のみを追求してきた社会の方が近年は、少なくとも、経済的な成績はよさそうにすら見える⁽¹⁶⁾。そこで必要とされているのは断片化された財産権と即時監視による市場秩序の維持のみといって

も過言ではない。

従来の自由の延長上に普遍主義化が進展しても、それは大方の人民には労働の劣化と消尽しかもたらさなかった。人種平等、性平等、植民地主義の廃棄はネオ・リベラルなグローバル資本の跳梁跋扈以外にいかなる恩恵を人民にもたらしたのであろうか。

では、資本主義と自由の関係とは実は何だったのか、何でありえたのか、また、今後、何でありうるのか。そうしたことを考えることのできる最後の機会をわたしたちは、ゆっくりとではあるが着実に失いつつあるのかもしれない。本当の夢は、人類が平和的で文明的なささやかな生物として、いまよりも小さな規模（持続可能な世界人口はたかだか20～25億人ほど）で生存し続けることだと考えるが⁽¹⁷⁾、この夢を達成するのに必要な合意に到達するという喫緊の課題すら果たされぬままに機を逸してしまうとの危惧を否定できない。

- (1) 「とりあえず資本主義を意味するものと考え」というのは、かつて、憲法学でも経済史学でも「経済的自由」が大きな関心事として論じられていた頃に比べるなら、「資本主義」という概念の説明力は低下しているからである。それは資本主義後もしくは資本主義以外の選択肢の可能性が明瞭ではなくなった（≒資本主義の意外なほどの強靱性を認識せざるをえなくなった）ことの帰結ではあるものの、資本主義は「市場経済」や「産業社会」に回収できるわけではないので、いまも放棄することのできない概念ではある。とはいえ、資本主義[の問題性]さえ解明されるなら、すべての事物の根源は理解可能であるということとはもはや不可能で、近現代社会に貫徹してきた諸他の特徴にも注目すべきであることはいままでもない。
- (2) 簡単には、小野塚[2014a]序章を参照されたい。
- (3) 19世紀末の第一のグローバル経済の状況の中で、社会主義は確かに影響力を増したが、それは苦難を具体的に捉えず、社会主義理論の演繹の問題として思弁的・観念的に把握する傾向が強くなり、それゆえ、その解決策としての革命は平時には迂遠で、現実に革命が発生したのは、旧秩序が危殆に瀕した両大戦の終戦前後の時期に限定されている。
- (4) ナショナリズムにも、公式見解としての自由貿易賛美論のいずれにも満足しない人びとはいるのだが、社会主義はいまは自由貿易のもたらす結果を説明する枠組としては用いられず、社会政策・福祉国家はネオ・リベラリズムに攻撃されて後退したため、第二の説明枠組は弱い主張に留まっている。
- (5) 自由貿易が必然的にナショナリズムを生み出し、それゆえ国際関係の悪化とかりそめの国民統合をもたらすと確信をもって主張することはできないが、ナショナリズムの生成態様を以下のように理解するなら、それはいまも、政治的にきわめて安易かつ有用な道具を提供し続けている。①人間の共同性の歴史でより一般的なのは、理性的な「市民的ナショナリズム」による結合ではなく、情緒的な内外二重道徳に依拠して「敵・奴ら」を共有することで「我ら」の統合を確保する結合の方である。②第一のグローバル経済期は同時に民衆の政治参加と言論

- が活発化した時期であったために、ナショナリズムは初めて大衆的基盤を獲得し、「市民的ナショナリズム」の理性的・主知主義的・啓蒙的性格を喪失して、情緒的・主情主義的な「敵・裏切り者」言説に変質した。③第一次世界大戦前後の経験を踏まえて、1920年代以降に全体主義的な政治指導者は「外敵と裏切り者」を名指しすることで国民を戦争に動員するのが可能であることを学習し、実証した。つまり、第一次世界大戦後は、「大衆的ナショナリズム」は単に自然発生的現象ではなく、操作可能な道具となった。
- (6) 自由競争や自由貿易が効率的であるとする経済理論の教説を批判的に検討したものとして、田淵 [2006] と塩沢 [2014] を参照されたい。
- (7) free trade の歴史性と思想性を解明した Trentman [2008] を参照されたい。
- (8) 「カルテル」という語には自由競争を損なう悪しき慣行という印象が、おもに英語圏（殊にアメリカ）の経済学や政策思想によって強烈に付与されてきたが、人が市場で生きるうえで、最も自然なあり方がカルテルや談合であって、絵に描いたような完全競争市場での諸個人の自由な競争を通じてのみ、最も効率的な配分が可能となるなどというのは、経済理論の戯言にすぎない。問題はカルテルや談合を直ちに悪と決め付けることによって解決するのではなく、カルテルや談合の内部の諸個人と外部の諸個人の自由や権利に及ぼす毀損と、カルテルや談合の望ましい効果（無益な競争をやめ、成員を保護するという効果）との間にどのような折り合いが可能かを問う倫理的な実践によってこそ解決するであろう。たとえば、そこでは、強者のカルテルは弱者のカルテルと比べたら正当化しがたいことになる。いかなる団結・結合関係を容認するかという経済的自由主義の根本問題については岡田 [1987] と岡田 [2014] を参照されたい。
- (9) 19世紀後半英国において労働組合を弁護し、容認しようとする議論は、こうした意味で、「職業の自由」との間に緊張関係を保っていた。それらの団結擁護論は、「職業の自由」を全否定したわけではなかったが、労使間の取引における不平等性（市場の不完全競争）を解消するためには、団結が必要であるという市場の健全性の観点からのみならず、労働者たちが「よそ者」の排除など、古い「職業の世界」（小野塚 [2014a]）参照）の因習に惑わされず理性的に行動するという市場主体の合理性を担保する観点からも、労働組合は必要であり、また、近代の資本主義・産業社会・市民社会にとって適格的であるとの言説を繰り返した。そこには自由主義思想だけでなく、キリスト教社会主義など諸種の社会主義思想、コント流のポジティヴィストの社会改良思想、さらに、「古き良き世の職人の伝統」（＝「職業の世界」！）への郷愁などさまざまな支持基盤が作用していた。こうした諸論を踏まえてL. プレンターノは、労働組合を「現在の労働者ギルド（Arbeitergiliden der Gegenwart）」として、近代社会に適格的であると論じ、ウェッブ夫妻はプレンスターノに含まれる「職業の世界」的な色彩を完全に払拭するために、19世紀末に独自の労働組合史と「産業民主制」を著して、ある種の効率主義的なコーポラティズムを唱えて、「国民的効率性（national efficiency）」の増進を展望した。
- (10) 社会政策が、資本主義によって、あるべき人間関係・社会関係から排除された者を再包摂することであることについては、とりあえず、小野塚 [2022] を参照されたい。また、特定の間人間関係・社会関係によって保護された労働のあり方を「職業の世界」という語で概念化し、この「職業の世界」に属することのできない労働者に対して労務管理が必要とされたことを理念的に示したものとして小野塚 [2014a] を参照されたい。

- (11) 彼らの運動は植民地には及ばず、植民地を包含した国際労働運動にはならなかったし、女性も排除したが、そのことを、反植民主義的あるいは「ポスト・コロニアル」に精算するのは生産的な議論ではない。植民地も含む安定的で円満な国際分業の深化の中で、植民地人民を労働運動の主体とはしなかった（みなさなかつた）理由を、冷静に再構成する必要があるからである。逆に、職業が普遍的に差別なく開かれていても、それが、低条件国への供給連鎖（supply chain）の拡張や低条件外国人労働者の導入など、経営者を利するだけの普遍性ならば、それを規制する責務は労働者側（就中先進国の労働者）に求めざるをえないだろう。
- (12) 日本国憲法「第23条〔学問の自由〕は生まれながらの人一般の学ぶ権利を保障したものではない。それは思想・良心の自由（第19条）、表現の自由（第21条）で保証されうるからだ。第23条は専門領域の自律性、公的学術機関による人選の自律を保障するために置かれた。学術会議問題の根幹には、たしかに学問の自由の問題があるのだ」。加藤陽子〔2021〕27頁（圈点引用者）。
- (13) イギリスが1840年代に技術・知識独占から開放に改めたのは、独占しているなら、それを欲する他国が中長期的には研究・開発体制を整えて、イギリスに対抗しうる挑戦者へと成長することを予想したうえで、それを妨害する（＝すなわち技術・知識の独占状況を維持する）ためであった。しかし、開放したために、たとえばフランスやドイツが常にイギリスに対して研究・開発の面で圧倒的な後進国に留まったわけではないし、日本のように幕末の開港からわずか半世紀ほどで近代の科学・技術をとりあえずひととおりで再生産できるようになった国すらある。禁止しても、開放しても、相手側に好奇心と際限のない欲望があるなら、他国の研究・開発体制の整備を長期的かつ根本的に統御することは元来困難だというのが、歴史の教訓であろう。
- (14) 「一国経済」や「国民経済」が資本主義の世界体制のそのサブ・システムか単なる幻影にすぎないというのは、一国が経済政策や経済的「国益」を持つことをまったく妨げない。政策や国益は事実の領域の問題ではなく、意思や情緒の領域の問題だからである。こうした政策や国益の言説が、「一国経済」や「国民経済」にアクチュアリティを与えている根拠である。
- (15) 第一のグローバル経済は、誰かがそのように設計したわけではないが、国際金本位制や多角的決済機構によって円滑で円満な経済発展を達成した。しかし、第二次世界大戦後の世界経済は東西と南北に分断され、長くその成長基盤は内需に求めざるをえなかった（ソ連および周辺社会主義国が冷戦に敗退したのは、軍事的負担によって内需が成長基盤たりえなかった＝〔「豊かさを実現できなかった」〕からである）し、「冷戦体制終焉」後の第二のグローバル化期にはモノも債権も循環的には流れず、一方に黒字が他方に赤字が溜まる不均衡を再生産し続けている。そうした時代が冷戦開始から75年間も続くことができたのはなぜかは大きな謎であり、その解明が経済史学や国際経済学に求められている。
- (16) 大塚／小野塚〔2021〕解説第六節を参照されたい。
- (17) この夢については、小野塚〔2021a〕を参照されたい。

【参考文献】

- * 大塚久雄著／小野塚知二編〔2021〕『共同体の基礎理論 他6篇』（岩波書店）
- * 岡田與好〔1987〕『経済的自由主義：資本主義と自由』（東京大学出版会）

- * 岡田與好 [2014]『競争と結合：資本主義的自由経済をめぐる』(蒼天社)
- * 小野塚知二 [1989]「『集団的自助』の論理——19世紀イギリス労働者上層の文化」歴史評論465号63-83頁
- * 小野塚知二 [1996]「イギリス労使関係の転成」湯沢威編『イギリス経済史——盛衰のプロセス』(有斐閣) 183-214頁
- * 小野塚知二 [2009]『自由と公共性——介入的自由主義とその思想的起点』(日本経済評論社)
- * 小野塚知二 [2011]「日本の社会政策の目的合理性と人間観——政策思想史の視点から」社会政策 3 卷 1 号28-40頁
- * 小野塚知二 [2014a]「序章 労務管理の生成とはいかなるできごとであったか」榎一江・小野塚知二編著『労務管理の生成と終焉』(日本経済評論社)
- * 小野塚知二編著 [2014b]『第一次世界大戦開戦原因の再検討：国際分業と民衆心理』(岩波書店)
- * 小野塚知二 [2016]「戦争と平和と経済——2015年の「日本」を考える」国際武器移転史 1 号 (2016年) 15-40頁
- * 小野塚知二 [2018a]『経済史：いまを知り、未来を生きるために』(有斐閣)
- * 小野塚知二 [2018b]「第一次世界大戦前の炭坑夫の国際労働運動——労働基準・移民規制・労組間連帯に注目して」政治経済学・経済史学会2018年秋季学術大会自由論題報告 (2018年10月20日、一橋大学)
- * 小野塚知二 [2021a]「ゼロ成長経済と資本主義——縮小という理想」世界947号 (特集「サビエンス減少」) (2021年) 148-163頁
- * 小野塚知二 [2021b]「第一のグローバル経済における国際労働運動の特徴と機能：非普遍主義的な『解放』の道筋」(成城大学経済研究所ミニ・シンポジウム) (2021年12月14日、オンライン)
- * 小野塚知二 [2022]「歴史研究からみる労働と生活の規範形成」社会政策14巻 1 号 (2022年) 5-23頁
- * 小野塚知二 [2023]「産業革命論：欲望解放と自然的制約」『岩波講座 世界歴史 第15巻』(岩波書店、近刊)
- * 加藤陽子 [2021]「この国のかたちを見つめ直す」(毎日新聞出版)
- * 塩沢由典 [2014]「リカード貿易問題の最終解決」(岩波書店)
- * 田淵太一 [2006]『貿易・貨幣・権力：国際経済学批判』(法政大学出版局)
- * A.C.Pigou [1920], *The economics of welfare*, Macmillan. (和訳多数)
- * Frank Trentman [2008], *Free trade nation: commerce, consumption, and civil society in modern Britain*, Oxford University Press (田中裕介訳『フリートレード・ネイション——イギリス自由貿易の興亡と消費文化』(NTT出版、2016年)) (おのづか・ともじ)